

平成30年5月10日

告示第128号

改正 平成31年3月29日告示第95号

(設置)

第1条 南丹市地域福祉計画及び一体的に策定した南丹市社会福祉協議会の地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を、総合的かつ計画的に推進するため、南丹市地域福祉計画推進作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画推進に必要な資料の収集、調査その他研究に関すること。
- (2) 計画を推進するための施策の検討に関すること。
- (3) 計画に基づく事業の進捗管理に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

2 作業部会は、前項に掲げる事項を遂行するにあたって、必要に応じ南丹市地域福祉計画推進委員会条例(平成26年南丹市条例第8号)第1条に規定する南丹市地域福祉計画推進委員会と連携するものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、南丹市福祉保健部及び南丹市社会福祉協議会の関係職員で組織し、部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 南丹市福祉保健部の関係職員
- (2) 南丹市社会福祉協議会の関係職員
- (3) その他部会長が指名する者

2 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は南丹市福祉事務所長をもって充て、副部会長は南丹市社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、南丹市福祉保健部の地域福祉担当部署及び南丹市社会福祉協議会の地域福祉担当部署において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(南丹市地域福祉計画庁内推進委員会設置規程の廃止)

- 2 南丹市地域福祉計画庁内推進委員会設置規程(平成21年南丹市告示第242号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月29日告示第95号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。